

平成28年度監査の執行状況

平成29年4月

岩手県監査委員事務局

目 次

	頁
第1 平成28年度監査の執行状況	1
1 執行方針	1
(1) 基本方針	1
(2) 重点項目	1
2 実施状況	1
(1) 定期監査	1
ア 監査対象機関及び実施箇所数	
イ 実施時期	
ウ 監査における重点項目の実施結果	
(2) 随時監査	2
ア 工事現場監査	
イ その他の随時監査	
(3) 財政的援助団体等監査	2
(4) 指定金融機関等監査	2
(5) 現金出納検査	2
(6) 決算審査	2
ア 普通会計の決算審査	
イ 公営企業会計の決算審査	
(7) 基金運用状況審査	2
(8) 財政健全化審査	3
ア 健全化判断比率審査	
イ 資金不足比率審査	
(9) 行政監査（特定テーマ）	3
ア 公の施設の指定管理者制度について	
(10) 住民監査請求に基づく監査	3
第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果	4
1 指摘の状況	4
(1) 指摘の内容	4
2 事務費の不適切な事務処理に係る監査	6
3 行政監査的視点から行った監査	6
(1) 学校徴収金、団体徴収金等の管理等について	6

[資料編]

1	定期監査の実施状況	7
(1)	監査対象機関及び実施箇所数	7
(2)	監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表	8
(3)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)	9
(4)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)	16
2	定期監査の結果	17
(1)	指摘の内容	17
(2)	監査台帳 (抜粋)	21
3	随時監査の結果 (実施対象なし)	25
4	財政的援助団体等監査の結果	26
(1)	指摘の内容	26
(2)	監査台帳 (抜粋)	26
5	行政監査 (特定テーマ) の結果	27
(1)	公の施設の指定管理者制度について	27
6	住民監査請求に基づく監査の結果	38
7	決算審査	39
(1)	平成27年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	39
(2)	平成27年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	40
(3)	平成27年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	42
(4)	平成27年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	44
8	定額資金運用基金運用状況審査	46
(1)	平成27年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	46
9	財政健全化審査	47
(1)	平成27年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	47
(2)	平成27年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	52
10	監査の組織体制	53
(1)	監査委員	53
(2)	監査委員事務局組織	53

○ 監査結果については、県公式ホームページの「岩手県報ホームページ」で公表しています。
(<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s19Kenpo/>)
岩手県報ホームページの「過去の県報」サイト内検索で「監査委員告示」と入力して、ご覧ください。

第1 平成28年度監査の執行状況

1 執行方針

(1) 基本方針

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施するものとする。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するものとする。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施するものとする。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施するものとする。

(2) 重点項目

ア 収入事務（特に、調定事務）

イ 補助金事務（特に、対象経費・完了確認）

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

平成28年度の定期監査の実施状況は、監査対象323機関（普通会計295機関、企業会計28機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100.0%である。

区分	平成28年度			平成27年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	295	295	100.0%	296	296	100.0%
企業会計	28	28	100.0%	28	28	100.0%
計	323	323	100.0%	324	324	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～9月	本庁各課・委員会	普通会計	80
		広域振興局等	普通会計	56
	5月～9月	出先機関（知事部局）	普通会計	23
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	5
		医療局本庁	企業会計	1
	5月～7月	県立病院	企業会計	18
		企業局本庁	企業会計	1
小計				184
期中監査	10月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	32
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	99
		県立病院	普通会計	8
	小計			
合計				323

ウ 監査における重点項目の実施結果

重点項目	主な指摘内容	指摘件数
収入事務（特に、調定事務）	調定の遅れ 5件、調定金額の誤り 5件	17件
補助金事務（特に、対象経費・完了確認）	完了確認が不十分 1件	3件
合計		20件

(2) 随時監査

ア 工事現場監査

工事現場監査は、必要があると認めるときに定期監査等において実施するものとしている。
平成28年度は、随時監査としての工事現場監査は行わなかった。

イ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。
平成28年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を要するような事案は見当たらなかったことから実施しなかった。

(3) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、県が財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの及び県が公の施設の管理を行わせているものについて、出納その他の事務の執行が、その援助等の趣旨に沿い、かつ、法令等に従って、内容及び手続が適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施した。

平成28年度は、監査対象60団体のうち、23団体（出資団体15団体、補助等財政的援助2団体、指定管理者6団体：複数該当6団体）を実施し、その実施率は38.3%である。

(4) 指定金融機関等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事等から要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査できることとされている。

平成28年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しないこととした。

(5) 現金出納検査

県の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査することとされている。

平成28年度においては、会計管理者又は公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、平成28年9月27日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

平成27年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施し、平成28年9月27日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計及び岩手県工業用水道事業会計の3会計について決算審査意見書を提出した。

(7) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

平成27年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて審査を実施し、平成28年9月27日に知事に審査意見書を提出した。

(8) 財政健全化審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された平成27年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成28年9月27日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	平成27年度	平成26年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	20.5	20.4	0.1	25.0	35.0
将来負担比率	224.6	236.3	△ 11.7	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、平成27年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成28年9月27日に知事に審査意見書を提出した。

会 計 名	平成27年度	平成26年度	増 減	経営健全化基準
流域下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(9) 行政監査（特定テーマ）

平成28年度においては、次のテーマを設定し、随時の行政監査を実施した。

ア 公の施設の指定管理者制度について

制度導入から10年以上が経過したことなどを踏まえて、指定管理に係る業務がガイドライン等に沿って適切に執行されているか、また、当初想定した導入の効果が図られているか、さらにはどのような課題があるかなどを改めて検証し、今後の一層適正な制度運用に資することを目的として、行政監査を実施した。

実施時期	監査対象	監査結果
平成28年8月～平成29年2月	1 対象とする事務 県が所管する公の施設における指定管理に係る事務 2 対象とする機関 (1) 監査対象機関：22室課 (2) 調査対象機関：45指定管理者	・全体の評価 ・個別の課題（早急に対処すべき課題、検討に時間を要する課題）

(10) 住民監査請求に基づく監査

平成28年度において、当該請求はなかった。

第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

1 指摘の状況

(1) 指摘の内容

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は72件（普通会計70件、企業会計2件）となっており、平成27年度に比べて3件減少している。

主な内容は、調定の遅れ、調定金額の誤りなど収入事務の不適當なものが17件、支払いの遅れ、諸手当の過誤支給など支出事務の不適當なものが34件、物品の取得、管理又は処分の不適當なものなどの財産管理の不適當なものが7件、その他不適當なものとして契約事務6件、工事の執行3件、補助金事務3件、行政事務が2件となっている。

なお、指摘とされたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	28年度 件数	27年度 件数	増減
予算経理			0	0	0
収入事務	○調定を行っていないもの	沿岸) 土木部 盛岡農業高校 千厩高校 (3件)	17	16	1
	○調定が遅れているもの	宮古地域振興センター 一関土木センター 企業局 農業研究センター 宮古高等技術専門学校 (5件)			
	○調定金額を誤っているもの	花巻土木センター 二戸病院 総務事務センター 二戸高等看護学院 杜陵高校 (5件)			
	○所属年度又は歳入科目を誤っているもの	県北) 農政部 保健福祉企画室 大船渡東高校 (3件)			
	○過誤納金の還付手続が遅れているもの	総務室 (1件)			
支出事務	○支出負担行為として整理する時期が不適當なもの	県南) 総務部 長寿社会課 (2件)	34	37	△ 3
	○支払を行っていないもの	医療政策室 一関第一高校 (2件)			
	○支払が遅れているもの	港湾課 花巻土木センター 宮古保健福祉環境センター 宮古土木センター 沿岸) 経営企画部 花巻県税センター 学校教育室 健康国保課 復興局 秘書課 畜産研究所 宮古教育事務所 水沢工業高校 花巻清風支援学校 (14件)			
	○支出金額を誤っているもの	一関第二高校 盛岡工業高校 産業技術短大			

	○二重払をしているもの	二戸土木センター 畜産研究所 (2件)				(3件)
	○報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	釜石商工高校 前沢明峰支援学校 宮古高校 盛岡青松支援学校 視覚支援学校 一関第二高校 花巻清風支援学校 不来方高校 (8件)				(2件)
	○資金前渡精算書の提出が遅れているもの	保健福祉企画室 種市高校 内水面水産技術センター (3件)				(3件)
契約事務	○入札保証金又は契約保証金を理由もなく免除しているもの	警察本部 (1件)	6	5	1	
	○入札保証金又は契約保証金の徴収額を誤っているもの	花巻北高校 (1件)				
	○入札保証金又は契約保証金に係る事務処理が不適当なもの	観光課 (1件)				
	○債務の履行確認が不十分なもの	流通課 生涯学習文化課 (2件)				
	○その他契約事務の不適当	畜産課 (1件)				
工事の執行	○その他工事の執行の不適当	大船渡土木センター 水産振興課 観光課 (3件)	3	0	3	
補助金事務	○交付決定が遅れているもの	観光課 (1件)	3	1	2	
	○完了確認が不十分なもの	花巻農林振興センター (1件)				
	○その他補助金事務の不適当	地域福祉課 (1件)				
財産管理	○財産の取得、処分等の報告が不適当なもの	盛岡第四高校 不来方高校 (2件)	7	10	△ 3	
	○財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの	政策推進室 (1件)				
	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	内水面水産技術センター 農業研究センター (2件)				
	○帳簿残高と現物が一致しないもの	生涯学習文化課 (1件)				
	○物品の保管方法が不適当なもの	盛岡工業高校 (1件)				

行政事務	○執行管理体制の不適當（法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの）	二戸農業改良普及センター (1件)	2	6	△ 4
	○執行管理体制の不適當（執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの）	宮古高校 (1件)			
計			72	75	△ 3

2 事務費の不適當な事務処理に係る監査

平成20年に発覚した需用費等の不適當な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において、事務用品等（消耗品・備品）の納入業者への照会を行い、納入（修繕）品目及び金額等を確認したほか、再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適當な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 学校徴収金、団体徴収金等の管理等について

県立学校における「学校徴収金及び団体徴収金の管理等」について、事故防止や適正な会計事務処理がなされるための内部統制が十分に働いているかなどを主な視点として、監査を行った。